7.6 我が国の取組

- 7.6.1 武器輸出三原則/防衛装備移転三原則
- 〇 武器輸出三原則(1967年4月21日)

佐藤首相(当時)が以下の場合は武器を輸出しないという政策を表明

- ①戦争をしている国、あるいは共産圏向けの場合
- ②国連決議により武器などの輸出が禁止されている国向けの場合
- ③国連紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合[29]
- 武器輸出に関する政府統一見解(1976年2月27日)

三木首相が、衆議院予算委員会において、「武器」の輸出によって国際紛争等を助長すること を回避するため、今後とも武器の輸出を促進することはしないとし、以下の政府方針を答弁

- ①武器輸出三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
- ②武器輸出三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外為法の精神にのっとり、 「武器」の輸出を慎むものとする。
- ③武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。[30]
- ○「武器輸出問題等に関する決議」採択(1981年3月)

武器輸出禁止の実質的な強化措置

武器輸出問題等に関する決議(昭和56年3月31日) [31]

わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和五十一 年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。

よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処すると共に制度上の改善を含め実 効ある措置を講ずべきである。

右決議する。

- 〇 武器技術の供与に関する交換公文を米国と締結(1983 年 11 月 8 日)^[32] 例外措置として米国に対してのみ武器技術に限り供与
- 米国と新しい交換公文を締結(2006年6月23日)[33]

弾道ミサイル防衛システムの分野、及び我が国政府により決定され外交上の経路を通じて米 国政府に対し通知される他の分野に関する共同開発及び共同生産を実施するために必要な武 器及び武器技術並びにアメリカ合衆国の防衛能力を向上させるために必要な武器技術に拡大

内閣官房長官談話「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱について」[34] より一部抜粋

武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新 「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国 際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討 の上、結論を得ることとしております。

また、東南アジアで発生するテロ及び海賊行為等に対処するために、我が国から無償資金協力の形式でインドネシアへ輸出される巡視船艇については、「当該巡視船艇が我が国の政府開発援助の対象であるテロ・海賊行為等の取締り・防止に限定して使用されること及び当該巡視船艇を我が国政府の事前同意なく第三者移転しないことが担保されることを条件として、武器輸出

- 三原則等によらない[35]」としている。
- O「防衛装備移転三原則」の策定(2014年4月1日)^[36]

日本政府は、2013 年 12 月に定められた「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関し、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則」を策定

策定趣旨

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していること等により、国際協調主義の観点から我が国のより積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会は、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により積極的に寄与していく。こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めた。

主な内容

国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを 堅持しつつ、防衛装備移転三原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行う。主な内容は 以下のとおり:

- ① 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)
 - (ア) 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
 - (イ) 当該移転が国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
 - (ウ)紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、 国連安保理がとっている措置の対象国をいう)への移転となる場合
- ② 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則) 上記①以外の場合で、
 - (ア)平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は
 - (イ) 我が国の安全保障に資する場合

府に義務付け。

等に限定し、透明性を確保しつつ厳格審査を実施。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11年法律第 42 号)[37]を踏まえ、政府として情報の公開を図る。

③ 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保(第三原則) 上記②を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定。具 体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政

7.6.2 我が国の輸出管理制度[38,39]

国際輸出管理レジームにおける合意に基づき、大量破壊兵器やその他の通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微な貨物や技術については、貨物の輸出や技術の対外提供に先立ち、輸出あるいは提供元の政府が輸出管理を実施し、懸念のある用途に転用されるおそれがあるかどうか審査を行うこととなっている。許可が必要となる具体的な貨物・技術は、国際輸出管理レジームが参加国合意の下で公表する規制対象品目リストにおいて、貨物及び技術の種類・仕様(スペック)が具体的に定められており、これらのリストに基づき、各国において規制が行われている。

我が国は、外国為替及び外国貿易法(外為法)^[40]、輸出貿易管理令(輸出令)^[41]、外国為替令(外為令)^[42]等により、輸出管理を実施している。一定以上のスペックを持つ貨物及び技術の輸出を輸出する場合に経済産業大臣の許可を必要とするリスト規制と、リスト規制対象貨物または技術以外の貨物または技術を輸出(技術については提供を含む)しようとする場合、当該貨物または技術が大量破壊兵器等あるいは通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合に経済産業大臣の許可を必要とする補完的輸出規制(キャッチオール規制)に分類される。

(1) リスト規制^[43]・・・・「貨物・技術の種類・仕様(スペック)」に着目

- ・外為法に基づいて定められた政令において規制対象品目リストが明記されており、貨物の種類は「輸出令別表第 1」に、技術の種類は「外為令別表」に、貨物および技術の詳細な仕様は「輸出令別表第 1 及び外為令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(貨物等省令)」に、語句の解釈については「輸出令の運用について(運用通達)」及び「外為法第 25 条第 1 項及び外為令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(役務通達)」においてそれぞれ規定されている。
- ・輸出しようとする貨物が、輸出令別表第 1 の 1~15 項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合(リスト規制貨物)、又は、提供しようとする技術が、外為令別表の 1~15 項に該当する場合(リスト規制技術)、貨物の輸出先や技術の提供先が何れの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

(2) キャッチオール規制^[44]・・・・「需要者」や「用途」に着目した規制

- ・リスト規制品以外であっても、輸出する貨物・提供する技術が、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵、通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合、輸出又は提供に際し経済産業大臣の許可を要する制度
- ・「大量破壊兵器キャッチオール」と「通常兵器キャッチオール」の2種類からなり、何れも「客観要件」と「インフォーム要件」により規制され、この2つの要件のどちらかに該当する場合には、許可申請が必要となる。

客観要件:

- ・貨物の輸出や技術の提供を行う際、具体的にどのような場合に、大量破壊兵器等の開発・ 製造・使用・貯蔵や通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合にあた るか否かを定めたもの。
- ・どのような用途として使用されるかの観点からの確認「用途要件」と、どのような需要者が使用するかの観点からの確認「需要者要件」がある。
- ・輸出者が用途の確認又は需要者の確認を行った結果、以下の何れかに該当する場合に許可申請が必要
- 大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵等に用いられるおそれがある場合

- 通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがある場合

インフォーム要件:

- ・貨物の輸出や技術の提供について、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵や通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがあると経済産業省が判断した場合に、経済産業大臣から、大量破壊兵器等あるいは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして許可申請をすべき旨、文書にて通知するもの(インフォーム通知)
- ・通知を受けた事業者は、当該貨物を輸出又は技術を提供する際に、事前に申請が必要となり、経済産業大臣の許可がない限り当該貨物の輸出や技術の提供はできない。事前申請後、当該懸念が払拭されたときに限って許可される。

なお、輸出令別表第 3 の地域(グループ A に掲げる地域)向けの貨物の輸出、技術の提供は、キャッチオール規制の対象から外れている。

また 2019 年 8 月 28 日に施行された輸出令の一部を改正する政令により、これまでキャッチオール規制を免除する国・地域として定義されていた「ホワイト国」の名称は廃止され、「グループ A」と変更された(7.6.3 我が国の輸出管理体制の強化を参照)。

(参考)ホワイト国(2019 年 8 月 28 日の輸出令一部改正直前のもの)・・・・輸出管理を厳格に実施している 26 ヶ国(アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク)を指す。ただし、ホワイト国を経由して非ホワイト国へ輸出する場合は規制対象となる。

(3) 積替規制[45]

- ・一旦、日本に仮陸揚げした規制対象の貨物については、事前に経済産業大臣の許可が必要になる場合がある。
- ・輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物(武器等)のうち、日本以外の地域を仕向地として運送されたものを輸出しようとするときは、許可が必要(全ての国・地域が対象)
- ・輸出令別表第1の2の項~16の項に該当する貨物のうち、日本以外の地域を仕向地として 運送されたものを輸出しようとする貨物が、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるお それがある場合は、許可が必要(「輸出令別表第3の地域」(グループ A に掲げる地域)を除 く、全ての国・地域が規制の対象)

(4) 仲介貿易・技術取引規制[46]

仲介貿易取引

- ・外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借、贈与について、事前に経済産業大臣の許可が 必要になる場合がある。
- ・輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(武器等)の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、 贈与を行うときは、許可が必要(全ての国・地域が対象)
- ・輸出令別表第1の2の項~16の項に該当する貨物であって、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある貨物の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、贈与を行うときは、許可が必要(輸出令別表第3の地域」(グループAに掲げる地域)を除く、全ての国・地域が規制の対象)

技術の仲介取引[47]

- ・外国相互間の技術の提供について、事前に経済産業大臣の許可が必要になる場合がある。
- ・外国において、非居住者に対して技術の提供を行う場合、その技術の提供が我が国の居住者によって行われるのではなく、居住者から指示を受けた非居住者によって技術が提供される、あるいは我が国の居住者が外国において技術を取得し、そのまま別の外国で提供を行うような、我が国の国境外で行われる技術取引(いわゆる「技術の仲介行為」)についても、許可の対象
- ・許可が必要となるのは、貨物の仲介貿易取引と同様に、外為令別表の第 1 の項に該当する技術の場合と、外為令別表の 2 の項~16 の項に該当する技術を輸出令別表第 3 の地域(グループ A に掲げる地域)を除く地域間(同一の外国内、同一国の非居住者間での取引は含まれない)で技術を移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合

(5) みなし輸出管理[48]

- ・外為法の根拠条文である「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」を明確化し、居住者への機微技術情報であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態(特定類型)に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象としてとして、日本国内の輸出管理と同等の規制を行う必要があることを明確化し、2022年5月1日から施行、適用を開始した。
- ・特定類型には、以下の3つがある。
 - 特定類型①: 外国政府や外国法人との間で雇用契約等を締結し、当該外国政府や外国法 人等の指揮命令に服するまたはそれらに善管注意義務を負う者
 - 特定類型②: 経済的利益に基づき、外国政府の実質的な支配下にある者
 - 特定類型③: 国内において外国政府等の指示の下で行動する者

7.6.3 我が国の輸出管理体制の強化[49]

○ 外国為替及び外国貿易法(外為法)を改正(2002年)

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ後、テロ対策の強化が国際社会の喫緊の課題となり、テロ資金供与防止条約及び国連安保理決議第 1373 号において、テロリスト等に対する効果的かつ遅滞なき資産凍結等が求められることとなった。これを受けて、我が国では外国為替取引においてテロリスト等の資産凍結等を迅速かつ有効に実施するため、2002 年に外為法の一部改正、および必要な規定の整備が行われた。改正の概要は次のとおり:

- ・資産凍結等の対象となるテロリスト等の迅速かつ適切な指定 国連安保理決議第 1373 号は、各国がそれぞれテロリスト等を指定して資産凍結等 の措置を講ずることを求めている。この指定に当たっては国際的なテロリスト等に関 する情報を有する省庁の協力が不可欠であることから、関係省庁(外務省、法務省、 警察庁等)による情報提供等の根拠となる規定を整備した。
- ・金融機関等による顧客本人確認の義務化 資産凍結措置等の実効性を確保するため、これまで努力規定であった送金等に係 る顧客等の本人確認を義務規定とし、併せてその対象取引を非居住者預金その他 の資本取引を加える等の規定を整備した(200万円相当額を超える海外送金、両 替、外貨預金等を行う場合、金融機関において、運転免許証・保険証等により顧客 の本人特定事項を確認)。
- 〇 政省令の改正(2007年6月1日)^[50] 国連安保理決議第 1540 号を受けて、「仲介貿易取引」や「積替再輸出」にかかる貨物が、大量 破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがある場合も許可対象となった。
- 〇 改正外為法の施行(2009年11月1日)^[51] 居住者・非居住者の区別を見直し、技術取引に関する規制強化、罰則強化を行った。
- ○輸出貿易管理令(輸出令)の一部を改正する政令の施行(2019年8月28日)[52]
 - ・我が国から貨物等を輸出する際の手続きを見直し、輸出手続きを減免する優遇措置を与える国別のカテゴリーの分類方法を新たに定めるとともに、カテゴリーの名称を変更した。
 - ・これにより、これまで輸出手続き上の優遇措置を与えていたいわゆる「ホワイト国」は「グループ A」として、キャッチオール規制が免除される。